

## 愛知学院大学奨学寄附金運用細則

平成20年4月1日  
施行

### (目的)

第1条 この細則は、奨学寄附金取扱規程第11条により、奨学寄附金の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

### (受入手続)

第2条 奨学寄附金の受入が決定した場合、大学事務局事務部研究支援課(以下「研究支援課」という。)はその受入を「奨学寄附金の受入れについて(回答)」により寄附申込者、大学事務局事務部経理課(以下「経理課」という。) 財務部主計課(以下「主計課」という。) 寄附を受けようとする研究者(以下「奨学寄附研究者」という。)及び当該学部事務室に通知する。

### (入金手続)

第3条 寄附申込者から大学宛に奨学寄附金の入金があった場合、経理課は奨学寄附金の入金を研究支援課及び主計課に通知する。

- 2 研究支援課は受領書、礼状を寄附申込者に送付する。
- 3 主計課は奨学寄附金の入金額から10%相当額を控除した金額(以下「奨学寄附研究費」という。)を、当該学部事務室経由で奨学寄附研究者に通知する。

### (使途手続)

第4条 奨学寄附金の入金通知を受けた奨学寄附研究者は、「奨学寄附研究費予算申請書(以下「予算申請書」という。)」を作成し、当該学部長(以下「予算責任者」という。)を経て主計課に提出する。

- 2 主計課は「予算申請書」により財務局長の承認を得て、予算責任者を経て奨学寄附研究者に通知する。

### (会計処理手続)

第5条 奨学寄附研究者は学校法人愛知学院経理規程の定めるところにより予算執行、予算差引き及び支払い手続を行うものとする。

### (奨学寄附研究費の繰越)

第6条 奨学寄附研究者は奨学寄附研究費のうち、予算未申請分については翌年度へ繰り越すことができる。予算を申請し示達された研究費の残余については繰り越すことができない。

### (その他)

第7条 この細則に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、奨学寄附研究者及び関係部課で協議する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

この細則は、平成26年11月1日から施行する。

この細則は、平成28年4月1日から施行する。